

令和5年度
市有地貸付入札要領
(一般競争入札)

敦賀市 総務部 契約管理課

< 目 次 >

<入札参加申込みから土地貸付けまでの流れ>	1
【入札の概要】	
第1 入札物件	2
第2 入札に参加する者に必要な資格	2
第3 契約上の条件	3
第4 入札参加申込み	4
第5 入札書の受付期間	5
第6 入札書の提出方法	5
第7 入札書の記入方法	5
第8 入札無効に関する事項	5
第9 入札回数	6
第10 開札の日時及び場所	6
第11 落札者の決定	6
第12 契約の締結	6
第13 契約の解除	7
第14 申込者又は落札者がいなかった場合の対応	7
第15 問合せ	7
物件調書（物件番号 1 番及び2 番）	8
（様式1）「市有地貸付入札参加申込書」	9
（様式2）「入札参加申込受付書」	10
（様式3）「誓約書」	11
（様式4）「入札書」	12
入札書作成要領	13
入札書の封筒記載例	14
土地賃貸借契約書（物件番号1）	15
土地賃貸借契約書（物件番号2）	19
入札とは	22
封筒用ラベル 一覧	23

<入札参加申込みから土地貸付けまでの流れ>

1 入札参加の申込み

受付期間 令和5年8月8日（火）から令和5年8月18日（金）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付期間内に提出書類を持参すること。

提出先 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所2階 総務部 契約管理課

2 入札物件の公開

現地説明会は、実施いたしません。

申込みをしようとする者は、各自で現地を確認のうえ申込みすること。

物件番号1は、8月31日まで一時貸付中です。

また、8月下旬には、貸付部分周辺の除草作業を実施予定です。

3 入札

(1) 入札方法

入札期間の午前8時30分から午後5時15分までの間、敦賀市役所2階 総務部 契約管理課に入札書を持参すること。

なお、入札書を提出した後で、入札の取消し及び入札書の変更はできない。

(2) 入札期間 令和5年8月21日（月）から

令和5年8月23日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所2階 総務部 契約管理課

4 開札日時及び場所

(1) 開札日時 令和5年8月24日（木）午前9時00分（物件番号1）

〃 午前9時15分（ 〃 2）

(2) 開札場所 敦賀市役所2階 202会議室

(3) その他

ア 入札者の立会いは任意とする。入札者の立会いには、入札参加申込受付書を必要とする。

イ 入札者に対しては、文書をもって開札結果を通知する。

5 落札

落札者に対して、契約書を交付する。その際の契約書の収入印紙は、落札者の負担とする。後日、貸料（入札額）の納入通知書を交付する。落札者は納付期限までに賃借料を納付すること。

入札の概要

概要の記載内容に、物件番号の指定がない場合は、それぞれ共通の概要とする。

【入札物件】

第1 一般競争入札に付する市有地（本件土地）は、次のとおりとする。

物件番号	所在地番		貸付面積	指定用途	最低賃貸価格 (年間)
1	曙町8番3号の一部	8ページ 物件調書の 図面の とおり	999 m ²	屋外駐車場	1,048,950 円 (1,050 円/m ²)
	曙町8番4号の一部				
2	東洋町7番6号の一部		480 m ²	屋外駐車場 (23台分)	447,120 円

【入札に参加する者に必要な資格】

第2 入札の参加者となることができるのは、敦賀市内に住所を有する個人又は本店住所を有する法人とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該入札及び契約をすることについて、行為能力の制限を受けている者又はこれに準ずる者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市の行う競争入札の落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて、本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (5) 市税を滞納している者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその役

職員又は構成員

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途に供しようとする者
- (9) (6)、(7)及び(8)に掲げる者から委託を受けた者

【契約上の条件】

第3 この貸付契約は、法第238条の5第1項の規定に基づき、賃貸借契約である。

2 物件番号1の貸付期間は、令和5年9月6日から令和6年3月31日まで、物件番号2の貸付期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとし、以後1年毎に更新できるものとする。ただし、本件入札と同じ条件とし、新たな契約によって、賃貸をするものとする。また、更新による貸付期間の合計は、最大10年を超えることはできない。

3 使用上の制限として次の事項を遵守すること。

- (1) 貸付物件を駐車場敷地以外の用途に供してはならない。
- (2) 物件番号1については、貸付地への出入口は、敷地内の無断駐車予防及び不法投棄防止のため、使用時間帯以外は出入口を閉鎖するなどの措置を講ずること。（各出入口については、鍵の貸与を行う。）物件番号2については、出入口の閉鎖は不要とする。
- (3) 物件番号1については、毎年、次の期間は、終日、使用することができない。
 - ア 9月1日～5日まで（5日間）（アは、貸付期間を更新した場合のみに適用）
 - イ 12月30日～翌年の1月16日まで（18日間）
 - ウ ア及びイ以外に、敦賀市が個別に指定する日物件番号2については、貸付期間のとおりとし、使用できない等の制限はない。

4 貸付料は、下記の計算式のとおり、入札書に記載した年間賃借額から、貸付期間のうち、(3)で示した使用できない期間（日数）を控除した金額で算出する。

物件番号1 $\frac{\text{年間賃借料（入札書）} \times \text{実際に使用する日数}}{366}$

物件番号2 $\frac{\text{年間賃借料（入札書）} \times 183}{366}$

ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（参考） $\frac{\text{年間賃借料} \times \text{貸付年度の使用できる総日数}}{\text{貸付年度の総日数}}$

【年間賃借料】 × 【貸付年度の使用できる総日数】 ÷ 【貸付年度の総日数】

【年間賃借料】 × {365日（366日） - （3(3) ア5日+イ18日+ウの日数）} ÷ 365日（366日）

5 維持管理責任として、次の事項を遵守すること。

- (1) 貸付地の維持管理については、草刈、清掃、除雪等適切に行うこと。
- (2) 貸付地内の車両の通行にあたっては、事故防止など、安全に十分に配慮すること。

- (3) 騒音等、周辺住民からの問合せ及び苦情が発生しないように努めること。万一発生した場合には、賃借人の責任において速やかに対応すること。
 - (4) 無断駐車や長期駐車が発生した場合は、警察署へ連絡するなど適切な処置をすること。
 - (5) 物件番号1について、貸付地の出入口に設置している南京錠が破損等により使用できなくなった場合には、直ちに市に連絡すること。
- 6 賃借人は、貸付期間が満了する翌日までに原状回復すること。ただし、市が原状回復について不要とする場合、貸付期間を更新する場合を除く。

【入札参加申込み】

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込書（様式第1号）を提出して所定の手続きをしなければならない。申込書類は、原則返却しないものとする。

2 郵送、ファックス、電子メール及び電話での申し込みは、受け付けない。

- (1) 受付期間 令和5年8月8日（火）から令和5年8月18日（金）まで
（ただし、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所2階 総務部 契約管理課

(4) 提出書類

ア 個人の場合（各1部）

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号【押印不要】）
- (イ) 住民票（書類提出時点で発行後1か月以内のもの）
住民票に、個人番号（マイナンバー）や住民票コードの記載は不要です。
- (ウ) 印鑑登録証明書（書類提出時点で発行後1か月以内のもの）
- (エ) 完納証明書（発行日が令和5年8月8日以降の納税証明書で、敦賀市の市税を滞納していないことを証するもの）
- (オ) 誓約書（様式第3号）

イ 法人の場合（各1部）

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号【押印不要】）
- (イ) 履歴事項全部証明書（書類提出時点で発行後1か月以内のもの）
- (ウ) 印鑑証明書（書類提出時点で発行後1か月以内のもの）
- (エ) 完納証明書（発行日が令和5年8月8日以降の納税証明書で、敦賀市の市税を滞納していないことを証するもの）
※新規開業や法人設立をして間もない時期で、申込書提出時点で市税の課税がない場合は、法人の設立申告書の写しを完納証明書の代わりに提出すること。
- (オ) 誓約書（様式第3号）

【共通事項】

- ※ 上記書類は、すべて原本を提出すること。
- ※ 発行後1か月以内の指定されている書類は、入札参加申込書の提出日（郵送の場合は送付日）を基準とする。（令和5年8月14日に申込書を提出する場合は、令和5年7月15日以降に発行されたもの）

- ※ 受付期間内に全ての書類を提出すること。書類の修正及び不足書類の追加の提出がある場合であっても、受付期間及び受付時間を厳守すること。
- ※ 提出された書類の不備等がないことを確認したときは、市有地貸付一般競争入札参加申込受付書（様式第2号）を入札参加申込した者に交付する。
- ※ 市に提出された書類は、入札書を提出しない場合又は落札者とならなかった場合であっても、返却しない。
- ※ 入札参加申込書を提出した者が当該申込を取り下げたいときは、入札書の提出までに入札参加取下書（様式は、任意とする。）を提出し、入札参加を取り下げることができる。この場合は、前項の規定に関わらず、先に提出した書類（入札参加申込書及び誓約書を除く。）を返却する。

【入札書の受付期間】

第5 入札参加者は、入札期間内に入札書を提出しなければならない。

- (1) 入札期間 令和5年8月21日（月）から令和5年8月23日（水）まで
各日の午前8時30分から午後5時15分まで

【入札書の提出方法】

第6 入札書用封筒（別記）に、必要事項を記載・押印（実印）した入札書（様式第4号）を入れて封をし、敦賀市役所総務部契約管理課に持参すること。

- 2 入札者は、いかなる理由があっても、入札書を提出した後で、入札の取消し及び入札書の変更はできない。

【入札書の記入方法】

第7 入札書（様式第4号）は、1年間の賃借料相当額を入札金額として記入すること。

入札者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、本人又は法人の印鑑証明に登録した実印を押すこと。

- 2 入札金額は、アラビア数字（0，1～9）を用いて、金額の頭に「¥」を付けて表示すること。

【入札無効に関する事項】

第8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とする。

- (1) 入札参加申込書の提出のない者の行った入札
- (2) 申込人の押印のない入札
- (3) 入札書記載の金額を訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のない入札又は必要事項の記載のない入札
- (4) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一物件に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 入札の際、談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (7) ファックス、電子メール等により原本以外の入札書を提出した入札
- (8) 入札書記載の金額が予定価格（最低年間賃貸価格）に達しない入札

- (9) 文字及び数字が摩擦熱等により容易に消すことができるインクを使用して記載された入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか敦賀市財務規則(昭和55年敦賀市規則第4号。以下「規則」という。)第117条各号のいずれかに該当する入札

【入札回数】

第9 入札回数は、それぞれ1回とする。

【開札の日時及び場所】

第10 開札の執行は、次の日時、場所において行う。

- (1) 開札日時 令和5年8月24日(木) 午前9時00分(物件番号1)
午前9時15分(物件番号2)

(2) 開札場所 敦賀市役所2階 202会議室

(3) その他

ア 入札者の立会いは、任意とする。入札者の立会いには、入札参加申込受付書を必要とする。

イ 入札者に対しては、文書をもって開札結果を通知する。

【落札者の決定】

第11 落札者は、予定価格以上で最高の価格をもって、有効な入札(第8 入札無効に該当しない入札)を行った者とする。

2 落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。ただし、開札会場に入札者が不在の場合は、市が指定した者が当該入札者に代わって当該くじを引くものとする。

3 前項のくじは、入札書の受付の早い者から順番くじを引き、本くじを引く順番を決定する。その後、本くじを引く順番に従って、本くじを引き、落札者を決定する。

4 開札に立ち会わなかった者については、後日、開札結果を書面にて通知する。また、開札に立ち会わなかった者のうち、落札者となった者については、書面による通知以外に開札後、速やかに口頭による連絡をする。

【契約の締結】

第12 落札者は、別添の土地賃貸借契約書(提出する契約書2部のうち1部に落札者の負担により、収入印紙を貼り付けること)を敦賀市総務部契約管理課に提出して、契約を締結しなければならない。

2 落札者は、市が指定する納入期限までに市が発行する納入通知書により、賃借料を納付しなければならない。

3 市は、落札者が契約締結前に第2の各号に定める欠格事由に該当すると判明したとき又はその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、それぞれの規定を準用し、落札者と契約を締結しない。

4 落札者が故意に契約を締結しないとき又は落札者が前項に該当するため契約を締結できないときは、当該入札に参加した予定価格(最低貸付価格)以上で有効な入札を行った次順位者を契約者として随意契約をすることができる。この場合において、

当該契約は、落札金額（落札者が入札した金額）にて締結するものとし、かつ、当初に付した条件を変更しないものとする。ただし、当該次順位者は、落札金額で取得することを断ることができるものとし、その責任は一切負わない。

【契約の解除】

第13 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、何らの催告を要せずして、当該契約を直ちに解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき

(2) 契約の履行について、不正な行為があったとき

(3) (1)及び(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、当該契約の期間中であっても、契約者に対して3か月前までに契約解除日を書面で通知することにより、通知した契約解除日をもって本契約を解除することができる。

(1) 市において、使用する必要が生じたとき

(2) 貸付物件について、再度、一般競争入札により貸付を行うことを決定したとき

3 契約解除によって契約者が被った損害について、市は、一切補償しないものとする。

【申込者又は落札者がいなかった場合の対応】

第14 本入札に申込者又は落札者がいなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により、予定価格の金額で随時募集（先着順）により借受人を募集する。

随時募集の方法等については、申込者又は落札者がいないとなった後、速やかに敦賀市ホームページで公表する。

【問合せ】

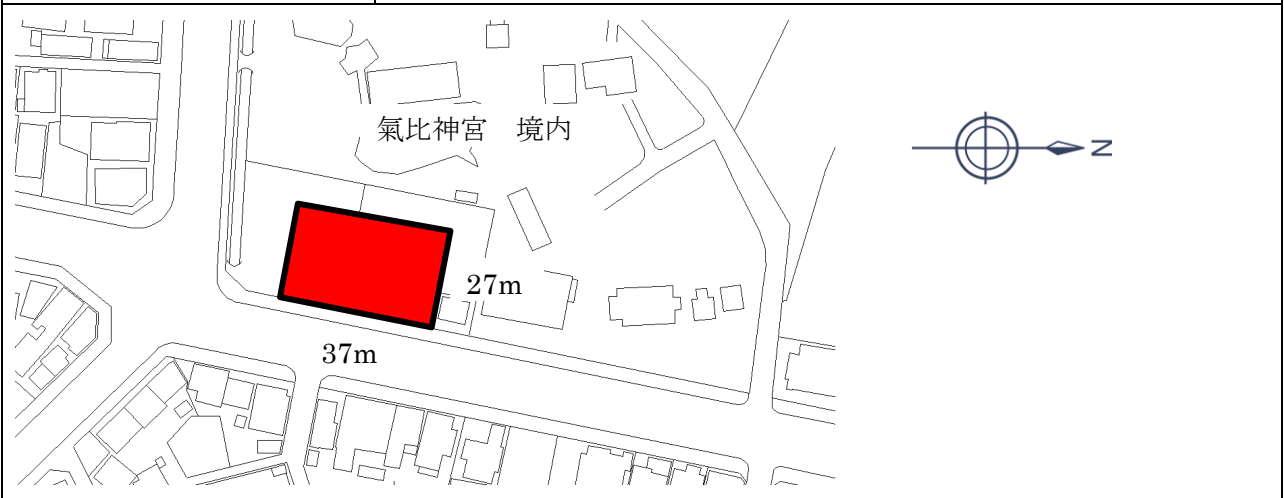
第15 問合せ

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所総務部契約管理課
TEL 0770 - 22 - 8105 FAX 0770 - 22 - 8262 e-mail keiyaku@ton21.ne.jp

物 件 調 書

物件番号 1番

物件の状況	所在地番	敦賀市曙町8番3	敦賀市曙町8番4
	合計面積	1,871.73 m ² (実測)	
	うち貸付面積	999.00 m ² (間口37m×奥行27m)	
予定価格 (最低年間賃貸価格)	1,048,950 円		
接面道路(出入口)の状況	北側に1か所、南側に1か所あり。 南北の出入口には、それぞれに南京錠による施錠あり。		
使用できない期間	毎年 9月1日から9月5日、12月30日から翌1月16日 別途市が指定する日		



物件番号 2番

物件の状況	所在地番	敦賀市東洋町7番6の一部(北側)
	面積	900 m ²
	うち貸付面積	480 m ²
予定価格 (最低年間賃貸価格)	447,120 円	
接面道路(出入口)の状況	北側に1か所、東側に2か所あり。施錠なし。	



市有地貸付一般競争入札参加申込書

令和5年8月 日

敦賀市長

申込人 住所 敦賀市

氏名

電話番号

下記の市有地の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

記

入札参加希望 (○をつけてください。)	()	()
物件番号	1番	2番
所 在	曙町8番3の一部 曙町8番4の一部	東洋町7番6の一部
貸付面積	999㎡	480㎡

※添付書類

【個人】 住民票、印鑑登録証明書、納税証明書、誓約書

【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書、誓約書

入札参加申込受付書

【申込人】

住 所 敦賀市

氏 名

令和5年度市有地貸付一般競争入札に係る、下記物件についての市有地貸付一般競争入札申込みを受付けました。

記

入札参加申込受付	()	()
物件番号	1番	2番
所 在	曙町8番3の一部 曙町8番4の一部	東洋町7番6の一部
貸付面積	999m ²	480m ²

令和5年8月 日

敦賀市総務部契約管理課長

※ 開札の立会いをするときは、本受付書（原本）及び申込人本人であることを証明する書類（運転免許証 等）を持参し、開札会場で提示してください。

市受領印

誓約書

令和5年8月 日

敦賀市長

私は敦賀市が実施する市有地貸付一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 令和5年度市有地貸付入札要領第2に記載する各号のいずれにも該当しません。
- 2 入札に際し、令和5年度市有地貸付入札要領、土地賃貸借契約書の内容を遵守し、参加します。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、土地賃貸借契約書の内容を遵守します。

申込人 住所 敦賀市

氏名

入 札 書
(市有地貸付一般競争入札)

令和5年8月 日

敦 賀 市 長

(住所) 敦賀市

(氏名) ㊞

下記のとおり敦賀市財務規則及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記


千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

入札する物件 (○を付けてください。)	物件 番号	所 在 地	貸付面積 (㎡)
()	1	敦賀市曙町8番3の一部 敦賀市曙町8番4の一部	999
()	2	敦賀市東洋町7番6の一部	480

※入札金額及び入札する物件に、誤りがないように注意してください。

入札書 作成要領

[入札者の記入例]

入 札 書	
(住所)	敦賀市□□町2丁目1-1
(氏名)	敦賀太郎 

申込書に押印した実印

[入札金額等の記入例]

物件番号1の価格を1,100,000円として記入する場合

頭に「¥」を記入
金額をアラビア数字
(0, 1~9)で記
入してください

千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥	1	1	0	0	0	0	0

入札書に記載した
金額で貸与したい
土地に○を付けて
ください。

入札する物件 (○を付けてください。)	物件 番号	所 在 地
(○)	1	敦賀市曙町8番3の一部 敦賀市曙町8番4の一部
()	2	敦賀市東洋町7番6の一部

入札書用封筒 記載例

封筒（表）

入 札 書 在 中	敦賀市長
	令和5年度 市有地貸付一般競争入札
	物件番号 1番（又は2番）

封筒（裏）

住所	申込人の住所
氏名	申込人の氏名

☆注意事項（共通）☆

- ・ 入札する物件ごとに作成してください。
- ・ 縦書き、横書きは問いません。
- ・ 表面に朱書きで「入札書在中」と記載してください。
- ・ 入札書を入れて、封をした後で、封筒の裏面に申込人の住所及び氏名を記入し、上下2か所に封字を記入してください。
(封緘印、封印、封緘シール、入札者の印でも可)

【物件番号1の場合】

土地賃貸借契約書

賃貸人 敦賀市（以下「甲」という。）と 賃借人 **【落札者の氏名又は名称】**
（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借する土地及び用途）

第2条 甲は乙に対し、下記記載の土地（以下「本件土地」という。）を、現状有姿のまま指定用途で賃貸し、乙はこれを指定用途で賃借する。

本件土地の表示

所在地番及びその範囲		貸付面積	指定用途
敦賀市曙町8番3の一部	別紙の図面のとおりに	999 m ²	屋外駐車場
敦賀市曙町8番4の一部			

（賃貸借期間）

第3条 本件土地に係る賃貸借期間は、令和5年9月6日から令和6年3月31日までとする。ただし、令和5年12月30日から令和6年1月16日までの18日間は、乙は、本件土地を使用することができない。

- 2 甲は、前項ただし書に規定する期間以外に本件土地を使用する必要が生じたときは、使用する日の1か月前までに書面により乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の通知を受けたときは、その期間は本件土地を使用することができない。

（賃借料の金額）

第4条 本件土地の賃借料は、金 **【落札金額×使用日数÷366（1円未満切捨て）】**円とする。

- 2 前条第2項の規定により本件土地を使用することができない日（以下、「特別使用不可日」という。）が生じたときの賃借料は、下記の算式により計算した額を減額する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

【前項の賃借料】 ×（特別使用不可日の日数） ÷（賃貸借期間の総日数－18日）

（賃借料の支払）

第5条 乙は、前条に規定する賃借料を次のとおり、月ごとに分割して支払うものとする。

支払月	支払金額	支払期限
9月	円	9月 日

10月	円	10月	日
11月	円	11月	日
12月	円	12月	日
1月	円	1月	日
2月	円	2月	日
3月	円	3月	日

- 2 前条第2項の規定により賃借料に減額が生じる場合は、特別使用不可日が属する月の支払金額から減額して調整するものとする。
- 3 乙は、賃借料について、甲の発行する納入通知書により、第1項の表に定める各月の支払期限までに支払わなければならない。

(賃借権の譲渡、転貸の制限)

第6条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙が書面により通知し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

- (1) 本件土地の賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸しすること。
- (2) 本件土地を第2条の規定する目的以外に使用すること。

(用途制限)

第7条 乙は、屋外駐車場の使用であっても、本件土地を次に掲げる各号の用途に供してはならない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第5条に基づく観察処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業のために利用する用途

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本件土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本件土地の維持管理責任として、次の事項を遵守すること

- (1) 本件土地の草刈、清掃、除雪等適切に行うこと。
- (2) 本件土地内の車両の通行にあたっては、事故防止など、安全に十分に配慮すること。
- (3) 騒音等、周辺住民からの問合せ及び苦情が発生しないように努めること。万一発生した場合には、乙の責任において速やかに対応すること。
- (4) 無断駐車や長期駐車が発生した場合は、警察署へ連絡するなど適切な処置

をすること。

- (5) 本件土地の出入口に設置している南京錠が破損等により使用できなくなった場合には、直ちに甲に連絡すること。

(形質の変更)

第9条 乙が、本件土地を第2条の指定用途の目的で使用する上で必要な区画線、管理用看板の設置等をする場合は、あらかじめ甲の承諾を得たうえで甲の指示に従い施工するものとし、その費用は全額乙が負担するものとする。

2 乙は、前項の形質の変更をする場合、本件土地周辺の景観等に配慮をして施工しなければならない。また、区画線及びこれに準ずるものの設置を除き、看板その他の工作物は、移動、取り外し又は目隠しが可能な状態で設置するものとし、土地に直接定着させてはならない。

3 乙は、第3条第1項及び第2項の規定により、本件土地を使用することができない期間は、設置した看板その他の工作物を移動等させなければならない。

4 前項の場合において、乙は、本件土地を使用することができない期間等を表示する等周知に努めなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、随時実地調査をすることができ、乙は、甲の調査を拒み、妨げ若しくは忌避してはならない。

(契約の更新)

第11条 本契約は、賃貸借期間の満了する日の1か月前までに甲乙間で協議し、協議が整った場合に限り、更新することができる。

2 本契約の更新は、同一の条件により1年単位とし、第3条の契約期間に合わせて10年を超えることができない。

3 甲において、本件土地を使用する必要が生じたときは、本契約を更新しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 本契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき

(2) 本契約の履行について、不正な行為があったとき

(3) 前2号に定める場合を除くほか、乙が本契約に違反したとき

2 甲は、本件土地を使用する必要が生じたときは、乙に対して、契約解除日の3か月前までに契約解除日を書面で通知することにより、通知した契約解除日をもって本契約を解除することができる。

(土地の返還)

第13条 乙は、第3条の賃貸借期間が満了したとき又は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合は、甲の指示する期日までに、乙の負担において本件

土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることが適当でないとする場合は、現状のまま返還することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、第3条の賃貸借期間が満了したとき又は、甲が第12条の規定により本契約を解除した場合において、乙が本契約締結のために支出した費用及び本件土地に投じた必要費、有益費、並びに工事費等の費用は、甲に請求することができない。

(損害補償)

第15条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、甲に対しその賠償を請求することができない。また、甲に損害が生じたときは、乙は甲に対し、甲が決定した請求金額を支払わなければならない。

(費用負担)

第16条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第17条 乙は、本件土地に対する法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、本件土地を使用、収益する場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住所 敦賀市中央町2丁目1番1号
氏名 敦賀市
敦賀市長 米澤光治

乙 住所
氏名

⑩

(実際の契約書には、貸付範囲を示した図を挿入)

【物件番号2の場合】

土地賃貸借契約書

賃貸人 敦賀市（以下「甲」という。）と 賃借人 **【落札者の氏名又は名称】**
（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借する土地及び用途）

第2条 甲は乙に対し、下記記載の土地（以下「本件土地」という。）を、現状有姿のまま指定用途で賃貸し、乙はこれを指定用途で賃借する。

本件土地の表示

所在地番及びその範囲		貸付面積	指定用途
敦賀市東洋町7番6の一部 (北側)	別紙の図面 のとおり	480㎡	屋外駐車場

（賃貸借期間等）

第3条 本件土地に係る賃貸借期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までとする。

2 本件土地の駐車可能台数は、最大23台とする。

（賃借料の金額）

第4条 本件土地の賃借料は、金 **【貸付期間に応じて落札金額を日割り計算する。ただし、1円未満は切捨て】**円とする。

（賃借料の支払）

第5条 乙は、賃借料について、甲の発行する納入通知書により、令和5年9月30日までに支払わなければならない。

（賃借権の譲渡、転貸の制限）

第6条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ乙が書面により通知し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(1) 本件土地の賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸しすること。

(2) 本件土地を第2条の規定する目的以外に使用すること。

（用途制限）

第7条 乙は、屋外駐車場の使用であっても、本件土地を次に掲げる各号の用途に供してはならない。

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第5条に基づく観察処分を受けている、若しくは過去に受けたこと

- がある団体及びその代表者、主催者又はその構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業のために利用する用途

（乙の管理義務）

第8条 乙は、本件土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本件土地の維持管理責任として、次の事項を遵守すること

- (1) 本件土地の草刈、清掃、除雪等適切に行うこと。
- (2) 本件土地内の車両の通行にあたっては、事故防止など、安全に十分に配慮すること。
- (3) 騒音等、周辺住民からの問合せ及び苦情が発生しないように努めること。万一発生した場合には、乙の責任において速やかに対応すること。
- (4) 無断駐車や長期駐車が発生した場合は、警察署へ連絡するなど適切な処置をすること。

（形質の変更）

第9条 乙は、本件土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申し出て、甲の承認を受けなければならない。

（契約の更新）

第10条 乙は、この契約の更新を申請しようとするときは、貸付期間満了1か月前までに書面により甲に申し出て、甲の承認を受けなければならない。

2 本契約の更新は、同一条件により1年単位とし、第3条の契約期間に合わせて10年を超えることはできない。

（契約の解除）

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、本件土地を必要とするとき。

（土地の返還）

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の負担において直ちに本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が必要と認めるときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第11条の規定によりこの契約を解除されたときは、本件土地に投じた改良等の有益費その他の費用は、甲に請求することができない。

(損害補償)

第14条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、甲に対しその賠償を請求することができない。また、甲に損害が生じたときは、乙は甲に対し、甲が決定した請求金額を支払わなければならない。

(費用負担)

第15条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住所 敦賀市中央町2丁目1番1号
氏名 敦賀市
敦賀市長 米澤光治

乙 住所
氏名

⑩

(実際の契約書には、貸付範囲を示した図を挿入)

<入札とは>

(一般競争) 入札とは、市があらかじめ定めた予定価格(最低年間賃貸価格)以上で、一番高い価格を入札された方が土地を購入することができる制度です。

1 入札参加申込書の提出

入札に参加するために、期日までに持参により入札参加申込書、誓約書等を提出していただきます。

2 入札書の提出

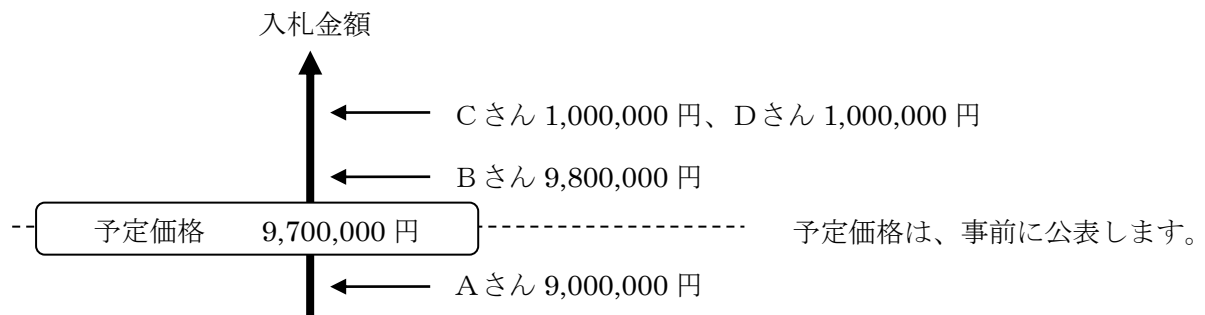
入札受付期間内に持参により必要書類を提出していただきます。

3 開札の執行

予定価格以上で一番高い価格を入札された方を落札者とします。

同価格の入札者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(例) 予定価格 9,700,000 円の入札で、4 件の入札があり、次のような結果になった場合



※Aさんはあらかじめ公表された予定価格を下回っており A さんの入札は「無効」となります。

※Bさんは予定価格以上ですが、CさんとDさんの価格を下回っているため落札できません。

※CさんとDさんは予定価格以上で、かつ、一番高い価格ですが、同価格の入札となりますので、くじ引きにより「落札者」を決定します。

4 契約

土地賃貸借契約書に貼付が必要な場合の収入印紙代は、契約者(落札者)の負担です。

5 契約金額の納入

落札者には、指定された期日までに貸付金額を納入していただきます。

契約管理課 0770-22-8105

貼付用ラベル 一覧

このラベルの使用は任意です。点線で切り取り、封筒にのり付けしてください。
なお、手書きや印刷で記入し提出していただいても構いません。

入札申込書（郵送用）
入札書（郵送用）

該当するものの□にレを
して送付してください。

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市役所 総務部 契約管理課 係

市有地貸付入札申込 市有地貸付入札

入札書（封入用）
左：白黒印刷用

敦賀市長
令和5年度 市有地貸付一般競争入札
物件番号（ ）番

白黒印刷をした場合は、封筒の左下に朱書きで
「入札書 在中」と記載してください。

物件番号（1番・2番）を記入してください。
入札書の入れ間違いは入札無効となりますので、
封をする前に再度確認をしてください。

右：カラー印刷用

敦賀市長
令和5年度 市有地貸付一般競争入札
物件番号（ ）番
入札書 在中